

宿泊税の特別徴収事務について

宿泊税特別徴収事務説明会

令和8年7月2日・3日・6日・7日

白浜町税務課

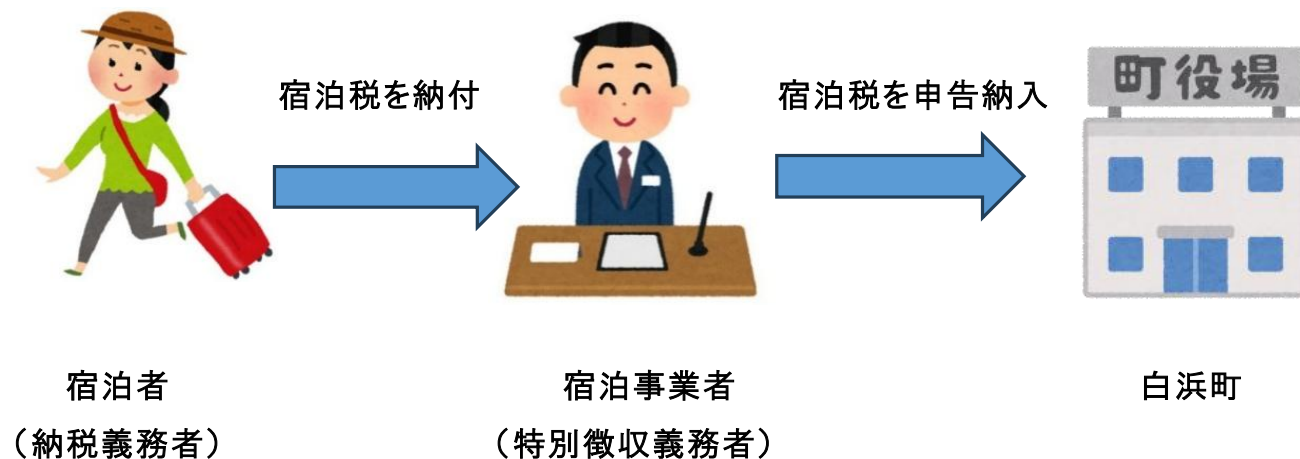
1 宿泊税について

(1) 宿泊税の徴収方法（特別徴収）

(手引き2ページ)

宿泊税の納税義務者は、白浜町内に所在する宿泊施設の宿泊者ですが、白浜町が直接徴収するのではなく、**宿泊施設の経営者が宿泊税を徴収し、白浜町へ申告と納入をしていただきます。**
このような制度を「特別徴収制度」といいます。

〈宿泊税特別徴収事務のイメージ〉



2 宿泊税の仕組み

(1) 課税客体・納税義務者

(手引き3ページ)

○宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は、**宿泊施設への宿泊**です。

○宿泊税は、**課税開始日（令和9年3月1日予定）以後**の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者（納税義務者）に課税されます。

◆「宿泊」とは

👉 「寝具を利用して宿泊施設を利用すること」で、以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

課税対象となる宿泊の判断基準

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

2 宿泊税の仕組み

(2) 宿泊料金

(手引き 5 ページ)

宿泊料金とは、食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ金額をいいます。

	具 体 例
宿泊料金に含まれるもの	清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料等
宿泊料金に含まれないもの	食事代、遊興費、会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
	消費税、地方消費税、入湯税等の税
	自動車代、たばこ代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金等
	宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

2 宿泊税の仕組み

◆宿泊料金の判定における事例（一例） （手引き5～7ページ）

（Q）食事付その他宿泊プランにおける宿泊料金の取扱いはどうなりますか？

（A）宿泊料金に食事代が含まれている場合は、食事代に相当する金額を除外した金額を宿泊料金とします。

（Q）1部屋ごとに料金を設定している場合等、1人当たりの料金が不明な場合はどのように取り扱えばいいですか？

（A）宿泊料金を宿泊人数で除した金額を宿泊料金としてください。

（Q）宿泊料金の割引・優待等があった場合やポイントでの支払いがあった場合における宿泊料金の取扱いはどうなりますか？

（A）宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とします。

旅行業者、カード会社、自治体等、宿泊施設の経営者自らのサービス以外（宿泊予約サイトポイントやクーポン、懸賞による招待等）で割引が行われた場合（いわゆる第三者割引）は、割引前料金を宿泊料金とします。

2 宿泊税の仕組み

(3) 税率

(手引き 8 ページ)

宿泊税の税率は、宿泊者 1 人 1 泊につき、次のとおりです。

宿泊料金（税抜き）	税 率
10,000円未満	200円
10,000円以上20,000円未満	300円
20,000円以上50,000円未満	500円
50,000円以上	1,000円

2 宿泊税の仕組み

(4) 課税免除

(手引き 8 ページ)

以下の場合については、宿泊税の課税が免除されます。

① 年齢 12 歳未満の者

② 修学旅行その他教育上の見地から行われる行事において宿泊する者

※対象者

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の学校が実施する行事に参加する幼児、児童、生徒等及びその引率者

※学校行事

学校行事は、林間学校など学校又は学年全体で実施されるもので、部活動やクラブ活動などの合宿などにおける宿泊行為については対象とはなりません。

※宿泊税を免除するためには、学校長や園長から「**修学旅行等であることの証明書**」の提出を受ける必要があります。

③ 地震等の災害が発生した場合において、宿泊施設を利用する被災者

2 宿泊税の仕組み

◆修学旅行等であることの証明書

修学旅行等で課税免除とする場合、学校等から「修学旅行等であることの証明書」の提出を受けてください。

【記入事項・注意点】

- ・ 宿泊日、学校行事の概要、課税免除の宿泊人数を記入してください。（押印は不要）
- ・ 『修学旅行等であることの証明書』は、町に提出する必要はありませんが、特別徴収義務者において、宿泊税の帳簿と共に保存してください。

※様式は町ホームページに掲載しています。

（手引き41ページ）

【記入例】

(様式)	
修学旅行等であることの証明書	
宿 泊 日	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日 (〇) 泊
学 校 行 事 の 概 要	☒ 修学旅行 ☐ その他行事 ()
宿 泊 施 設 (鉱 泉 浴 場) の 名 称	南紀白浜ホテル
宿 泊 施 設 (鉱 泉 浴 場) の 所 在 地	白浜町〇〇 〇〇番地
課 税 免 除 対 象 の 宿 泊 人 数 (※ 1)	〇〇人
課 税 免 除 対 象 外 の 宿 泊 人 数 (※ 2)	
備 考	

※1 当該学校が主催する修学旅行又は幼稚園教育要領、学習指導要領もしくは高等専門学校設置基準に基づく学校行事（以下「修学旅行等」という。）に参加する児童、生徒又は学生（以下「生徒等」という。）並びに引率者の人数を記載してください。
引率者とは、生徒等の引率を行う学校の関係者や、心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。

※2 修学旅行等に参加している生徒等及び引率者以外で修学旅行等に随行する方（旅行業者の添乗員やカメラマン等）の人数を記載してください。

上記に記載のとおり修学旅行又はその他の学校行事により宿泊することを証明します。

令和〇年 〇月〇〇日

学校の所在地
和歌山県西牟婁郡白浜町〇〇番地

学校の名称
白浜町立税務中学校

学校長の氏名
税務 一郎

学校の電話番号
〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

※ 宿泊税及び入湯税の課税免除を受けようとする場合は、宿泊時に本証明書を宿泊施設（鉱泉浴場）へ提出してください。
※ 但し、修学旅行の高等学校生徒の入湯税の税率は、1人1日について75円とする。

3 特別徴収義務者の登録等

◆基本的な手続きの流れ

令和8年11月30日まで

①
特別徴収
義務者の
登録
(申告書
提出)

令和9年3月1日~

②
宿泊税の
徴収

令和9年4月以降毎月末日まで

③
納入申告
書の提出

④
宿泊税の
納入

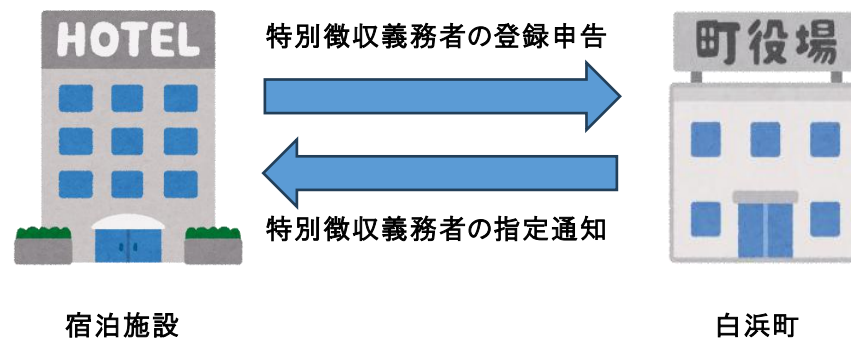
3 特別徴収義務者の登録等

(1) 特別徴収義務者の登録

(手引き9ページ)

宿泊施設の経営者の方（特別徴収義務者となる方）は、宿泊施設の営業の開始、変更、廃止等の際に手続きが必要となります。

※既に宿泊事業を営んでいる方は、**令和8年11月30日**までに「宿泊税特別徴収義務者申告書」の提出をお願いします。



※原則、宿泊施設ごとに（許可、届出の施設ごと）に行う必要がありますが、以下のすべてに該当する施設については、まとめて提出できる場合があります。

- ア 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する場合
- イ 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができない場合

3 特別徴収義務者の登録等

◆登録にかかる提出書類・記入の仕方

(手引き 9,25ページ)

【提出書類】

- ① **宿泊税特別徴収義務者申告書**
※申告者が個人の場合は、マイナンバーカード（写）又は本人であることが確認できる書類（写）の添付が必要です。
- ② 旅館業営業許可証又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面（写）
- ③ 宿泊に係る契約書面（宿泊約款等）
（ホームページ掲載のキャンセルポリシー等で代用可）
- ④ 宿泊料金が確認できる書類
（施設のパンフレットやホームページ画面のプリントアウト等で代用可）

※申告書様式は町ホームページに掲載しています。

※白浜町税務課へ郵送又は持参により提出をお願いします。

【記入例】

様式第2号（第6条関係）

1
令和〇年 〇月 〇〇日

（宛先）白浜町長

2 申告者	住 所（所在地）	白浜町〇〇 〇〇番地	
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	株式会社シラハマ観光 代表取締役 白浜太郎	
	個人番号（法人番号）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	電 話 番 号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	

宿泊税特別徴収義務者申告書

白浜町宿泊税条例第8条第1項の規定により、次のとおり申告します。

3 宿泊施設	所 在 地	白浜町〇〇 〇〇番地		
	ふ り が な 名 称	なんきしらはまはてる 南紀白浜ホテル		
	電 話 番 号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
	施 設 の 概 要	延床面積〇〇〇㎡	客室数〇〇〇室	収容人数〇〇〇人
4 営業許可等	営 業 開 始（予定）日	令和〇年 〇〇月〇〇日		
	住 所（所在地）	白浜町〇〇 〇〇番地		
	氏 名	株式会社 シラハマ観光		
	営 業 種 別	ホテル ・ 旅館 ・ 簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業		
5 施設所有者	許可番号（届出番号）	〇〇-〇〇〇〇		
	所 在 地	白浜町〇〇 〇〇番地		
	ふ り が な 名 称	しらはまかんこう 株式会社 シラハマ観光		
	電 話 番 号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
6 書類送付先	住 所（所在地）	白浜町〇〇 〇〇番地		
	ふ り が な 氏 名（名 称）	しらはまかんこう けいりふけいりか 株式会社 シラハマ観光 経理部経理課		
	電 話 番 号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
	備 考			

3 特別徴収義務者の登録等

(手引き 9,27ページ)

- ◆ 委託契約等により実際にその施設の経営に責任を有している方（実質的経営者）を特別徴収義務者に指定する場合は、①～④の書類に加えて以下の⑤、⑥の書類を添付してください。

⑤	実質的経営者である旨の申立書
⑥	許可権者等と実質的経営者との間で締結した契約書（写） （又は宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面（写）等）

（2）登録事項の変更・営業の休止・再開・廃止 (手引き10~11ページ)

登録事項（代表者、施設名称等）に変更があった場合、又は営業の休止・再開や廃止をする場合は、届出を行ってください。

4 宿泊税の申告納入

(1) 申告納入期限

(手引き13ページ)

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの宿泊税について、原則、翌月の末日までに、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」を添付の上、白浜町に提出し、その税額を「宿泊税納入書」により金融機関等で納入してください。

◆申告納入期限（例）

- | | | |
|---------------------|---|---------------|
| ● 3月分（3月1日～31日の宿泊税） | ☞ | 4月30日までに申告・納入 |
| ● 4月分（4月1日～30日の宿泊税） | ☞ | 5月31日までに申告・納入 |
| ● 5月分（5月1日～31日の宿泊税） | ☞ | 6月30日までに申告・納入 |

※月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日が申告納入期限になります。

4 宿泊税の申告納入

(2) 申告納入期限の特例

(手引き13~14ページ)

- ◆ 特別徴収義務者の申告手続きの負担を軽減するため、**3か月分をまとめて年4回の申告納入**とすることができる、申告納入期限の特例制度を設けます。

特例を受けるためには、適用要件を満たし、かつ申請・承認が必要となります。

【特例承認を受けた場合の申告納入期限】

宿泊月	申告納入期限	宿泊月	申告納入期限
3月・4月・5月	6月末日	9月・10月・11月	12月末日
6月・7月・8月	9月末日	12月・1月・2月	3月末日

≪特例制度適用要件（主なもの）≫

- ・ 申請前12か月間（以下「要件適用期間という。」）の宿泊税の納入すべき金額の合計額が**120万円以下**であること。
- ・ 要件適用期間において、町税の徴収金を滞納していないこと。

4 宿泊税の申告納入

◆制度開始初年度の経過措置

(手引き14ページ)

☞ 特例を受けるための要件が令和9年度中のみ緩和される。

※条例施行前から経営する宿泊施設が対象

・ 申請前12か月間の宿泊税の納入すべき金額の合計額が**120万円以下**であること。

☞ 3か月間の宿泊税の納入すべき金額の合計額が**30万円以下**であること。



令和9年度では、**3月～5月の宿泊税の申告納入税額が30万円以下**であり、特例申告が認められた場合は、6月～8月の宿泊税の納入期限が9月末日までとなります。

4 宿泊税の申告納入

(3) 宿泊税申告手続き

(手引き14~17ページ)

◆申告手続き

提出書類

- ① 宿泊税納入申告書
- ② 宿泊税月計表 (※記載事項が同様のものであれば任意の様式でも可)

提出期限	提出方法
毎月末日 (その前月分の宿泊税)	白浜町税務課または各支所の窓口を持参 白浜町税務課に郵送 メールで提出 (申告用メールアドレス: kazei@town.shirahama.lg.jp) eLTAXで申告 (電子申告)

4 宿泊税の申告納入

① 宿泊税納入申告書

(手引き33~34ページ)

【記入例】

様式第10号(第8条関係)

令和○年 ○月 ○○日

(宛先) 白浜町長

(特別徴収義務者)	指定番号	2	1001000000 00 000
住所(所在地)	白浜町○○ ○○番地		
氏名(名称)	株式会社シラハマ観光 代表取締役 白浜太郎		
電話番号	○○○○-○○-○○○○		
担当者名	経理部経理課 和歌山 花子		
法人番号 又は個人番号	1234567890000		

宿泊税納入申告書

宿泊税の納入について、白浜町宿泊税条例第9条第1項の規定により、次のとおり申告します。

4	所在地	白浜町○○ ○○番地
宿泊施設	名称	南紀白浜ホテル
	電話番号	○○○○-○○-○○○○

5	区分	宿泊数①	税率(円) ②	税額①×② ⑦
令和○年 ○月分	宿泊料金(1人1泊)			
	1万円未満	0 泊	200 円	0 円
	1万円以上2万円未満	287 泊	300 円	86,100 円
	2万円以上5万円未満	67 泊	500 円	33,500 円
	5万円以上	24 泊	1,000 円	24,000 円
A	課税対象となる宿泊数	378 泊		
B	課税免除	247 泊	納入すべき金額	143,600 円
C	総宿泊数(A+B)	625 泊		

備考：納入すべき金額が0円の場合でも申告書の提出が必要です。

【記入事項・注意点】

- 『宿泊税納入申告書』は、毎年2月に1年分をまとめてお送りします。

(※②③④欄は、あらかじめ印字しています)

- ・ 申告すべき宿泊税額が0円の場合でも申告書の提出が必要です。
- ・ 申告書は、施設ごとに作成してください。
- ・ 申告納入期限の特例が適用されている場合も月ごとに申告書を作成してください。

- ・ ⑥「宿泊数①」欄には区分ごとの宿泊数、⑦「税額①×②」欄には税率を乗じた税額を記入してください。
- ・ ⑥「宿泊数①」欄に記入する宿泊数は、『宿泊税月計表』の「計」欄の数値と一致させてください。

4 宿泊税の申告納入

② 宿泊税月計表

(手引き 36~37 ページ)

【記入例】

1 宿泊税月計表										
令和〇年〇月分 (特別徴収義務者) 指定番号 000000000-00-000										
2 宿泊施設名		2 南紀白浜ホテル								
日付	3 課税対象 宿泊数(泊)					4 課税免除				総宿泊数
	200円	300円	500円	1,000円	計	12歳未満	修学旅行	その他	計	
1		4			4	1			1	5
2		3			3	1			1	4
3		7	6		13	2			2	15
4		8	9		17	3	35		38	55
5		12			12	3			3	15
6		6			6				0	6
7		13	5		18	5			5	23
8		9	8		17	5			5	22
9		15	4		19	6			6	25
10		18			18	7			7	25
11		9			9	2			2	11
12		13	4		17	4			4	21
13		10	3		13	3			3	16
14		2			2					2
15		6			6	2			2	8
16		3	2	4	9					9
17		5	3	4	12	4	100		104	116
18		10	1	4	15	5			5	20
19		10			10	2	30		32	42
20		6			6	1			1	7
21		15	1		16					16
22		8	4		12					12
23		7	6	4	17					17
24		5			5	1			1	6
25		12		8	20					20
26		15	7		22	8			8	30
27		9	2		11	6			6	17
28		10	2		12	4			4	16
29		14			14	2			2	16
30		16			16	5			5	21
31		7			7					7
計	0	287	67	24	378	82	165	0	247	625

【記入事項・注意点】

- 『宿泊税月計表』は、毎年2月に1年分をまとめてお送りします。
- 記載事項が同様のものであれば任意の様式での提出も可能です
- ・ 対象月における区分ごとの課税対象の宿泊数及び課税免除の宿泊数を日ごとにそれぞれ記入してください。
- ・ 「計」欄の数値は、宿泊税納入申告書⑥「宿泊数①」欄の数値と一致させてください。

4 宿泊税の申告納入

(4) 宿泊税納入の手続き

(手引き16ページ)

◆納入手続き

納入期限	納入方法
毎月末日 (その前月分の宿泊税)	次のいずれかの方法で納入してください。 「宿泊税納入書」 により、次の場所で納入 ・ 白浜町指定金融機関（紀陽銀行、和歌山県農業協同組合、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、なぎさ信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行・郵便局） ・ 白浜町役場内の指定金融機関派出所、白浜町税務課、日置川事務所 e L T A X（共通納税システム）を利用した電子納税

4 宿泊税の申告納入

◆宿泊税納入書

(手引き35ページ)

払込取扱票 公 (振込通知書)		払込料金 加入者負担	
07 大阪	口座記号番号	金額	金額
0096006960502	金額	3	143600
白浜町会計管理者		備考	
紀陽銀行 白浜支店 別段4386		備考	
1	和歌山県西牟婁郡白浜町 〇〇番地の〇〇	納付額 143,600 円	
株式会社シラハマ観光 代表取締役 白浜太郎 様 (しらまホテル)		振替金 3	
※この払込取扱票はコンビニエンスストアでは取扱できません。		振込納付額 143,600 円	
2	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 宿泊税 令和〇年〇月分	附	
宿泊数	泊 税率(円)	税額	円
287	200 円	57,400	円
67	300 円	20,100	円
24	500 円	12,000	円
24	1000 円	24,000	円
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号 大第42557号) 印			
これより以降には印も記入しないでください。			

振替払込請求書兼受領証 公 (振込依頼書)	
口座記号番号	金額
0096006960502	3
白浜町会計管理者	
金額	3
紀陽銀行 白浜支店 別段4386	
1	宿泊税 令和〇年〇月分
株式会社シラハマ観光 代表取締役 白浜太郎 様 (しらまホテル)	
備考	日 附 印

払込受領書 (全額振替・コンビニエンスストアお支払い用)	
ご依頼人	1
宿泊税 令和〇年〇月分	
和歌山県西牟婁郡白浜町 〇〇番地の〇〇	
株式会社シラハマ観光 代表取締役 白浜太郎 様 (しらまホテル)	
通知書番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
金額	3 143,600 円
受取人	白浜町会計管理者
受領印	
(ご依頼人控) 収入印紙不要 ※納代行 地銀ネットワークサービス(株)	

【記入事項・注意点】

- 『宿泊税納入書』は、毎年2月に1年分をまとめてお送りします。
(※①欄はあらかじめ印字しています)
- ・②ご依頼人欄の下欄に、申告対象年月及び宿泊月における区分ごとの宿泊数と税額を記入してください
- ・③宿泊税額を納付金額欄に記入 (※納入申告書の税額と金額が一致しているか確認してください)

5 適正な申告納入のために

(1) 帳簿等の記載・保存

(手引き18ページ)

日々の宿泊税を適正に把握していただくために、特別徴収義務者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した**書類を保存しなければなりません**。

◆帳簿とは

宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるものをいいます。

上記の事項が網羅されているものであれば、書式等が異なる業務用帳簿等に代えていただいても構いません。（例：総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等）

保存期間は、5年間です。

◆書類とは

宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているものをいいます。

保存期間は、2年間です。

6 その他

(1) 領収書等への表示

(手引き22ページ)

領収書等に**宿泊税の名称とその額を表示**するようお願いします。

税の名称表示は、日本語表記『**宿泊税**』、英語表記『**Accommodation Tax**』で統一してください。

例： ≪ 合計の内訳に宿泊税額を計上する場合 ≫ ≪ 客室料金に宿泊税額を含める場合 ≫

領 収 書		
〇年〇月〇〇日		
〇〇 〇〇 様		
日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	10,000 円
	消費税等	1,000 円
	入湯税	150 円
	宿泊税	300 円
	合 計	11,450 円

領 収 書		
〇年〇月〇〇日		
〇〇 〇〇 様		
日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	11,450 円
		円
		円
		円
	合 計	11,450 円

6 その他

(2) 電子申告

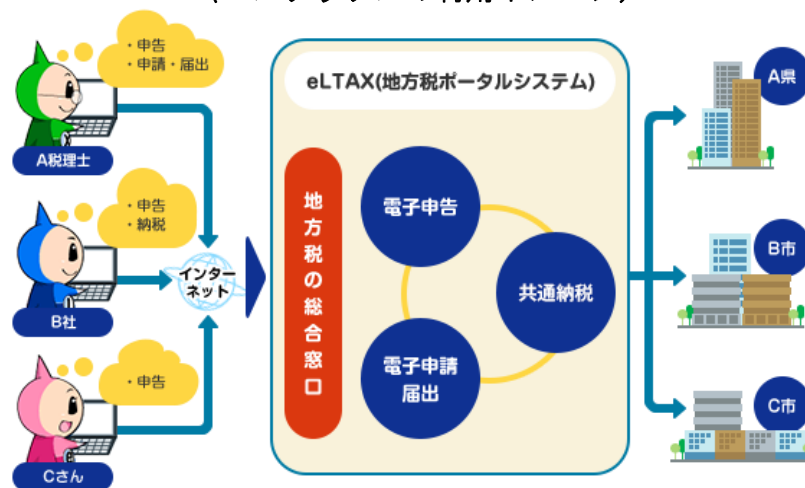
(手引き23ページ)

宿泊税納入の以下の手続きは、**e L T A X (地方税ポータルシステム)** を利用して行うことができるよう準備を進めています。詳細については、整い次第、町ホームページ等でご案内します。

●手続き

- ・特別徴収義務者申告書の提出
- ・宿泊税納入申告書の提出
- ・宿泊税の納入

〈エルタックスの利用イメージ〉



⇒窓口に出向いたり、順番待ちの必要がありません。
・サービスは利用無料
・事前に利用者ID及び電子証明書が必要

⇒ほかの税目（入湯税・法人町民税）でも利用可能

画像引用元：地方税共同機構 エルタックスHP
(<https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/gaiyou/>)

6 その他

(3) 特別徴収交付金

(手引き23ページ)

宿泊税の特別徴収の方法による事務の負担に鑑み、特別徴収制度の円滑な運営を図るため、特別徴収義務者に対し、**特別徴収交付金**を交付します。

◆交付金の額

対象となる年度の納付期限内納入税額に3% (※) を乗じた額

※交付金の率は2.5%が基本となりますが、導入から3年間は0.5%を加算します。

◆交付金の交付

交付金は**年度の納入税額 (4月～3月申告納入分) ごとに計算し、年1回の交付**となります。

◆交付金の交付は、令和9年度の納入税額の確定後となりますので、令和10年度となります。手続き方法等については、要綱が確定次第、町のホームページ等でお知らせします。

6 その他

(4) 宿泊税の周知・広報

◆ポスター、チラシ等を作成します。

ポスター、チラシ等を作成し、白浜町宿泊税制度の周知・広報を行います。

空港や駅、町有施設等にポスターを掲示し、チラシ等も適宜、設置します。

今後、宿泊施設でのポスター掲示、チラシ等の設置についてご協力をお願いする予定です。

(10月以降の予定)

◆町ホームページをご利用ください。

町のホームページには、「宿泊税特別徴収事務の手引き」や「白浜町宿泊税に係るQ&A」の他、登録や申請に必要な様式等を掲載しますので、ご利用ください。

6 その他

（５）宿泊税導入スケジュール

